

令和5年度 日本中央競馬会畜産振興事業 公募要領

1. 総則

日本中央競馬会（以下「JRA」という。）が助成を行う令和5年度日本中央競馬会畜産振興事業（以下「畜産振興事業」という。）の公募に当たっては、日本中央競馬会法施行規則（昭和29年農林省令第56号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとします。

2. 事業概要

畜産振興事業は、日本中央競馬会法（昭和29年法律第205号）第19条第4項の規定に基づき、国の畜産振興諸施策を補完し、総合的な観点から畜産振興が図られるよう、民間の事業主体による畜産の振興に資するための事業の実施を助長することを目的として、施行規則第2条の7に規定されている事業に対して、JRAが事業費を助成するものです。

なお、助成に関わる業務については、公益財団法人全国競馬・畜産振興会（以下「振興会」という。）が実施します。

3. 公募テーマ

公募する事業テーマは、別紙1の1のとおりとし、そのうち重点的に対応する事項は、別紙1の2のとおりとします。

なお、事業テーマが異なる事業や同じ事業テーマであっても事業内容が異なるものについては、それぞれの事業を別に応募するものとします。

※ 重点的に対応する事項の具体例については、「よくあるお問い合わせ（Q&A）」のQ1-2に記載しています。

4. 事業要件

(1) 助成の対象となる畜産振興事業（以下「助成対象事業」という。）は、国が行う畜産関係補助事業との役割分担を明確化するため、「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）及び「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」（昭和29年法律第182号）等に基づき策定される方針（以下「国の基本方針」という。）に基づく基幹的な事業又は基礎的な研究開発等については、助成対象としないものとします。

なお、国の基本方針に基づく基幹的な事業又は基礎的な研究開発等とは、次のいずれかに該当するものとします。

- ① 畜産の生産基盤又は畜産にとって基幹的な役割を果たす施設を整備しようとするもの。
- ② 直接的に農家の経営安定を図ろうとするもの。
- ③ 直接的に農畜産物等の価格安定を図ろうとするもの。
- ④ 国の役割・責任が位置付けられており、その実現のために実施するもの。
- ⑤ 基礎的な研究開発を目的とする事業であって当該事業実施により畜産業に対する直接的な効果又は成果が得られないもの。
- ⑥ 現に国が民間団体に対する助成として実施しており、補完の必要性がないと判断され

るもの。

(2) 助成対象事業は、施行規則第2条の7第1号から第7号に適合し、次の要件を満たすものとします。

- ① 事業の必要性及び緊急性が高く、全国を対象としたもの又は全国的な効果を期待し得るものであること。ただし、被災地支援に係る事業にあつては、被災地を対象としたもの又は被災地に対する効果を期待し得るもの、特定の地域に限定した担い手の確保に係る事業にあつては、高い事業効果（成果）を期待し得るものであること。
- ② 畜産の振興に資することが明確に認められるものであること。
- ③ 国による助成が期待し難いものであること。
- ④ 民間団体が自発的に行うものであること。
- ⑤ 国の基本方針との整合性を有するものであること。
- ⑥ 事業の目的が達成される事業内容となっていること。
- ⑦ 事業の内容が奨励金等の個人への直接的な助成又は会議、催事、普及・啓蒙活動等のみでないこと。
- ⑧ 調査研究そのものは外部に委託し、委託先の審査のみを行うような事業でないこと。
- ⑨ 研究開発を目的とする事業（以下「研究開発事業」という。）にあつては、新規性、先導性が認められること。
- ⑩ 専ら機械・施設の整備、資産の取得を目的とした事業でないこと。

5. 応募者の要件

(1) 畜産振興事業に応募できる者（以下「応募者」という。）は、次のいずれかに該当する法人又は団体とします。

- ① 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会その他農林漁業者を構成員とする団体
- ② 事業協同組合
- ③ 公益社団法人又は公益財団法人
- ④ 一般社団法人又は一般財団法人
- ⑤ 高等学校、高等専門学校又は大学（大学共同利用機関を含む。）
大学院生等の学生のみで事業に応募することはできません。（所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する者については、ここでいう「学生」には含まれません。）
- ⑥ 社会福祉法人
- ⑦ 特定非営利活動法人（NPO法人）
- ⑧ その他JRA理事長（以下「理事長」という。）が特に認める民間団体

※1 株式会社等の営利企業や個人は応募できません。また国・地方公共団体の機関や独立行政法人も対象外となります。

※2 定められた期間内に事業を適確に実施するといった観点から、研究開発事業に応募した事業窓口担当者（大学にあつては研究代表者）は、本年度において研究開発以外の事業を含む複数事業へ応募することはできません。

(2) 応募者は、次の要件を満たすものとします。

- ① 畜産振興事業を行う意思及び具体的計画並びに畜産振興事業を適確に実施し、自ら評価できる能力を有すること。
 - ② 組織、運営についての規約、代表者の定めがあり、経理その他の事務について、適切な管理及び処理能力を有していること。
 - ③ 畜産振興事業により得られた成果について、事業実施主体は公益の利用に供することとし、かつ、その普及に努めること。
 - ④ 国の補助金等において、不正な使用、不正な受給若しくは不正行為を行ったとして、令和4年度に補助金等の返還命令を受けていないこと、又は令和5年度の研究費への応募若しくは参加の停止を受けていないこと。
 - ⑤ 同一事業について国、地方公共団体等からの補助を受けていないこと。
 - ⑥ 日本国内に所在し、事業全体及び交付された助成金の適正な執行に関し責任をもつことができること。
 - ⑦ 反社会的勢力、又はそれに関わる者の関与がないこと。
- ※1 畜産振興事業において、採択の辞退、振興会に対する助成金交付申請（以下「交付申請」という。）の取りやめ、事業廃止等を行ったことがある事業実施主体については、その原因が天災地変等のやむを得ない事由による場合を除き、応募者の適格性等の審査において、その事実を考慮する場合があります。
- ※2 ⑤の「国、地方公共団体等からの補助」には、文部科学省等が実施する科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）等を含みます。

6. 助成金の補助率及び上限

畜産振興事業の区分ごとの助成金の補助率及び上限は下表のとおりです。

なお、取得金額が50万円（消費税含む。）以上の設備備品費等（固定資産として管理するソフトウェア開発費を含む。）の補助率については、下表に関わらず、原則「5/10以内」となりますので、残りの経費は事業実施主体等の負担となります。

区 分		補 助 率	上 限
【 通常案件 】 別紙1の1に該当する案件 (重点対応案件に該当するものを除く。)		8/10以内	4千万円
	うち、少額案件	9/10以内	4百万円
【 重点対応案件 】 別紙1の2に該当する案件		理事長が別に定める率	4千万円

※1 補助率は、助成対象経費のうち助成金額の占める割合です。

※2 上限は、単年度当たりの助成金の上限金額です。ただし、重点対応案件のうち、全国的に事業を実施する必要がある、かつ、公共性及び公益性の高い事業として理事長が特に認めるものはこの限りではありません。

- ※3 高等学校、高等専門学校及び大学（大学共同利用機関を含む。）が応募者として行う畜産振興事業については、補助率を「理事長が別に定める率」とします。
- ※4 複数年度にわたる事業については、初年度に総額と各年度の助成金額を決定します。ただし、次年度以降は、事業の進捗状況を確認した上で、助成金額を変更することがあります。

7. 助成対象経費の範囲

助成の対象となる経費は、別紙2のとおりとし、畜産振興事業の実施に直接必要な経費とします。事務所貸借料にあたる「借室料」等、畜産振興事業の実施に直接必要と認められない経費は助成の対象外です。

なお、畜産振興事業は、科研費等の他の競争的資金とは経費の範囲や考え方が異なるため、科研費等では助成対象経費として認められる場合でも畜産振興事業では認められない場合がありますので、公募要領及び「よくあるお問い合わせ（Q&A）」を十分確認してください。

8. 実施期間

畜産振興事業の実施期間は、原則として単年度とします。

ただし、事業内容から複数年度の実施期間が必要である特別な理由（必要性及び緊急性）があるものは、その理由及び複数年度に係る事業計画を応募書類に記載していただきます。この場合、実施期間の妥当性について審査の上、研究開発事業については最長5年、その他の事業については最長3年を限度として複数年度の実施期間を認める場合があります。

なお、研究開発事業のうち、実施期間が3年を超えるものについては、2年が終了する年度末に、外部専門家・外部有識者からなる委員会（14の(1)事業の推進の②に規定する委員会と同じ。）において畜産振興事業の進捗状況の把握と事業継続の有用性・有効性の評価を必ず行い、その結果に基づき、必要に応じ事業規模の縮小、中止、見直し等を行うとともに、委員会等の評価結果とその概要を振興会へ報告していただきます。（畜産振興事業をそのまま継続される場合であっても同様です。）

9. 公募期間

令和4年10月26日（水）から令和4年12月15日（木）までです。

なお、応募書類の受付締切は、令和4年12月15日（木）正午必着とし、書類は郵送又は宅配便で、電子媒体はメールで提出してください（今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえて、振興会へ直接持参することは控えてください）。

10. 応募手続き

(1) 応募書類

別紙3の応募書類作成要領の内容等を確認の上、以下の書類等により応募してください。

○ 提案書

- ① 様式1号：令和5年度日本中央競馬会畜産振興事業応募書

- ② 様式2-1号：事業計画書（研究開発事業）
様式2-2号：事業計画書（研究開発事業以外の事業）
 - ③ 様式3号：事業達成目標等
 - ④ 様式4号：事業進捗状況報告書（該当事業のみ）
 - ⑤ 様式5号：JRA畜産振興事業 自己評価票（該当事業のみ）
 - ⑥ 様式6号：事業実施体制
 - ⑦ 様式7号：予備研究及び関連研究の状況・実績（研究開発事業のみ）
 - ⑧ 様式8号：事業実施計画及び工程表
 - ⑨ 様式9号：事業積算根拠
 - ⑩ 様式10-1号：事業委託調書（該当事業のみ）
 - ⑪ 様式10-2号：事業共同実施調書（該当事業のみ）
- 応募者の概要
- ⑫ 様式11号：法人又は団体の概要
 - ⑬ 応募者が定める以下の規程等（これらの定めのない者にあつては、これに準ずるもの。高等学校、高等専門学校及び大学を除く。）
 - ア 「定款」又は「寄附行為」若しくは団体等の目的、業務内容が分かる規程等
 - イ 組織、就業、職員給与、会計処理、決裁、文書取扱、公印取扱に関する規程等
 - ⑭ 令和3年度実績及び令和4年度計画に係る総会資料等又はこれに類する資料（高等学校、高等専門学校及び大学を除く。）
- その他
- ⑮ 様式12号：応募書類チェックシート

(2) 応募方法

- ア. 応募書類提出先（問い合わせにはお答えできません。）
〒105-0004 東京都港区新橋4丁目5番4号
公益財団法人 全国競馬・畜産振興会 業務部 畜産振興課
TEL：03-5777-0733（直通）
E-mail：chikusan@jrl.jrao.ne.jp（様式1号及びPDFの提出用メールアドレス）
- イ. 問い合わせ先（提出先と異なりますのでご注意ください。）
日本中央競馬会 サステナビリティ推進部 社会貢献室
TEL：03-3591-5251（代表）
E-mail：chikusanshinkou@jra.go.jp
- ※事業担当部署名が変更になりました。
※お問い合わせについては、水～金曜日（祝祭日を除く。）の午前10時から午後4時（正午から午後1時を除く。）にお願いします。

ウ. 応募書類及び提出部数

①～⑫：8部（正1部、副7部）

※様式ごとに両面印刷し、①～⑫を1セットとしてクリップ止めをしてください。
ホッチキス止めはしないでください。

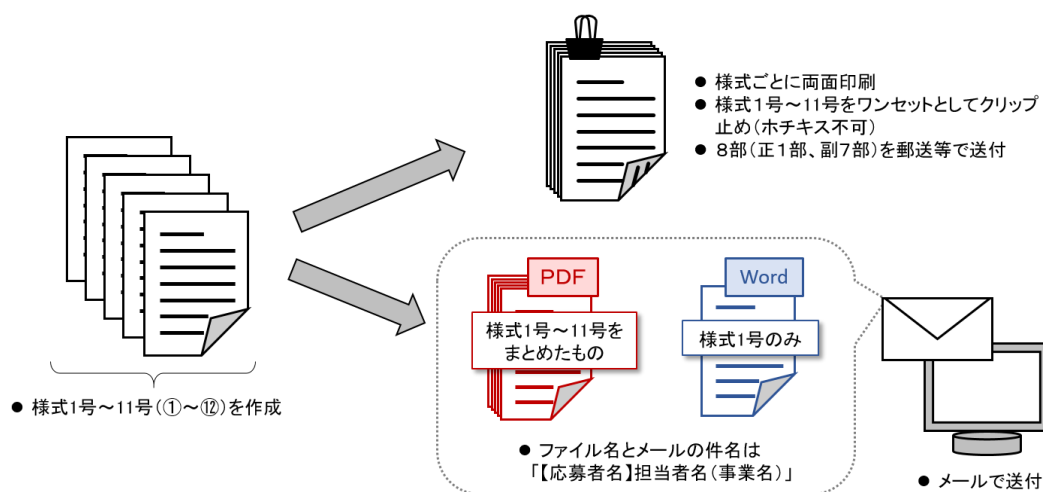
⑬、⑭：2部

⑮：1部

※1 応募書類の提出は、郵送又は宅配便で提出してください（今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえて、振興会へ直接持参することは控えてください）。

※2 応募書類は上記の書面に加えて、①（様式1号）のWordファイル及び、①～⑫（様式1号～様式11号）をPDFに変換して1つにまとめたPDFファイルについても、振興会宛に、電子メールで提出してください。その際、提出ファイル名及びメールの件名は「【応募者名】担当者名（事業名）」としてください。（例：競馬大学の中央馬子氏が「肉用牛の生産新技術実証事業」について応募する場合、ファイル名及びメールの件名を「【競馬大学】中央（肉用牛の生産新技術実証事業）」としてください。）

※3 郵送する場合は、必ず一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法によって、応募期間内に必着するようにしてください。（郵便事故等については、JRA及び振興会は責任を負いません。）



(3) 応募に当たっての注意事項

- ・事業応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- ・応募書類提出後に書類の修正のある場合は、令和4年12月15日（木）正午までに応募書類一式を再度、提出してください。（メールも同様。）
- ・応募書類は、JRAのホームページに添付の様式を使用して作成してください。
- ・複数の事業に応募する場合は、応募事業ごとに一つの封筒に入れて提出してください。なお、定められた期間内に事業を適確に実施するといった観点から、研究開発事業に応募した事業窓口担当者（大学にあっては研究代表者）は、本年度において研究開発以外の事業を含む複数事業へ応募することはできません。

- ・応募書類については返還しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・提出された応募書類の修正は、上記期限を過ぎると一切できません。上記期限を過ぎて応募書類に重大な不備が認められた時は、応募が無効となる場合があります。
- ・畜産振興事業では、事業目標の達成に向け、提出のあった積算に基づく事業計画を実施していただくことになり、変更が生じた場合は承認手続きが必要となります。他の競争的資金（科研費等）とは取り扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。
- ・事務局より、上記応募書類の他、応募者の活動概要等が判るパンフレット等、応募書類を補完する書類の提出を求める場合がありますので、求められた場合には速やかに提出してください。
- ・応募書類受領のお知らせはしませんので、必要に応じて、応募者自身で配達記録等を確認してください。

(4) 応募情報の管理

応募書類及び応募書類に記載された情報については、当該公募に係る事務手続き以外の目的で応募者に無断で使用することはありません。

なお、採択された場合は、畜産振興事業の事業評価の事務に使用することがあります。

(5) 応募の取下げ

応募者が、応募書類の提出後に応募を取り下げようとするときは、下記12の(3)による審査結果通知を受けるまでに(取り下げる事由が発生したら速やかに)、その旨を振興会へご連絡ください。

11. 畜産振興事業を実施したことがない法人等の事前提出用書類

平成23年度以降に畜産振興事業を実施したことがない法人又は団体は、法人格等の応募者の要件を事前に確認しますので、必ずJRA宛にメールで提出してください。(別途郵送で提出していただく必要はありません。)

事前提出なく応募された場合は、審査の対象となりません。

ア. 提出書類

様式13号：令和5年度日本中央競馬会畜産振興事業応募書（事前提出用）

イ. 提出期間

令和4年10月26日（水）から令和4年12月2日（金）まで。

ウ. 提出方法

以下のメールアドレスに提出書類を添付して送信してください。

E-mail：chikusanshinkou@jra.go.jp

12. 応募事業の審査

(1) 畜産振興事業審査委員会による審査等

- ① 提出された応募書類については、JRAに設置する外部有識者等からなる畜産振興事

業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別紙4の審査基準に基づき審査を行い、採択候補事業の選定を行います。

- ② 審査は基本的に書面審査によって行いますので、応募書類については詳細に記載してください。なお、審査委員会が応募内容の確認を必要とする場合は、JRAを通じて質問照会、面談、追加資料の提出を求める場合がありますが、その確認が応募書類の不備、不足に起因するときは、審査においてその事実を考慮することとなります。
- ③ 質問照会等は、応募書類提出後から令和5年3月末頃の採択事業の決定までの間、必要に応じて随時行いますので、出張等により不在となる場合は連絡先の周知を図る等、事業窓口担当者と確実に連絡が取れる体制にしておいてください。
- ④ 審査委員会は、応募書類に記載された個人情報、企業情報及び知的財産に係る情報等を保護する観点から非公開で行います。審査委員にも守秘義務が課されています。また、審査の過程に関する問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。
- ⑤ 審査における公正性を確保するため、審査委員名は非公表とします。また、個々の応募事業の審査にあたり、利害関係のある審査委員は関わらないこととします。
- ⑥ 国が行う畜産関係補助事業との役割分担を明確化するため、応募事業が国の基本方針に基づく基幹的な事業ではないか審査委員会がJRAを通じて国に照会を行います。
（4. 事業要件（1）のとおり、国の基本方針に基づく基幹的な事業又は基礎的な研究開発等である場合は、助成の対象とはなりません。）

（2）事業の決定

選定した採択候補事業は、農林水産大臣の認可を受けて、採択が決定されます。

（3）審査結果の通知等

- ① 審査結果（採択・不採択）については、JRAから応募者に通知します。（令和5年3月末頃を予定。ただし、法人格の該当性等に合致しない場合は、事前に通知します。）
- ② 採択通知には、事業計画の見直し、事業費（助成額）の減額、事業実施期間の短縮等採択の条件となる留意事項が付される場合があります。
- ③ 不採択の場合には、その理由もあわせて通知します。
- ④ 採択された事業の実施に当たっては、採択の条件となる留意事項に基づき事業計画等の修正を行っていただいた上で、別途手続きが必要です。手続きについては、JRAからの採択通知後に、振興会からお知らせします。
- ⑤ 実施が決定された事業は、事業名、事業実施主体、助成金の交付上限額等をJRAのホームページで公表します。

13. 採択の取消し及び助成金の返還

（1）採択の取消し

応募内容や採択後の報告内容に虚偽があることが明らかになったとき、採択の条件となる留意事項の全部又は一部が実施できないとJRAが判断したとき、所定の期日までに事業実施に必要な手続きを行わなかったとき等の場合は、助成対象事業としての採択の全部又は一部を取り消すことがあります。

(2) 助成金の返還

上記(1)により採択が取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、振興会は、期限を定めてその返還を請求します。

なお、当該期限までに返納すべき助成金を納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければなりません。

14. 事業実施主体の責務等

(1) 事業の推進

- ① 事業実施主体は事業実施に係る関係規程を遵守し、事業全般について責任を持つとともに、善良な管理者の注意をもって事業を推進しなければなりません。
- ② 事業の推進に当たっては、進行管理等を行う外部専門家・外部有識者からなる委員会を設置する必要があります。よって、事業計画書(様式2号)には必ず事業推進委員会の設置及び開催について記載してください。

(2) 事業成果の評価

事業終了時、事業実施主体は、外部専門家・外部有識者からなる委員会を設置(上記(1)の②の委員会と兼ねることができます。)し、事業達成目標に対する自己評価を実施する必要があります。また、JRAに設置する外部有識者等からなる畜産振興事業評価委員会による事後評価の対象となることがあります。

なお、自己評価及び事後評価の結果は、JRAのホームページで公表します。

(3) 補助金等適正化法の適用、区分経理

畜産振興事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)が適用されるとともに、当該事業に係る経理については、その他の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿等によって明らかにし、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類は、事業終了後5年間保存しなければなりません。

(4) 監査の受入れ

事業実施主体、委託先、共同実施先等は、振興会から監査の要求があった場合は、これを受け入れる必要があります。

(5) 事業の一部の委託、共同実施

事業実施主体は、振興会の承認を得て、事業の一部を第三者に委託又は、第三者と共同実施すること(以下「事業の委託等」という。)ができるものとします。ただし、研究開発事業においては、研究の根幹部分を委託していると判断される事業や、委託費が事業費の大半を占めるような事業は、審査において実質的に事業実施主体が実施していると認められない事業であると判断される場合があります。

事業実施主体は、事業の委託等を行う場合、適正に事業の推進を図るために必要な事項について、委託先又は共同実施先（以下「委託先等」という。）と契約を締結する必要があります。なお、委託先等も事業実施主体と同等の責務を負うことになります。（共同実施に係る取組形態の違い等については、「よくあるお問い合わせ（Q&A）」のQ2-3、Q2-4にも記載していますので、そちらも確認してください。）

また、複数年度の事業の委託等を計画している場合は、事業の確実な実施の観点から、交付申請時には、委託契約が継続されることが担保できる書類（事業の委託等の計画期間についての契約書の写し等）、又は委託契約が継続できなかった場合の対応策についての書類の提出が必要となります。

（6）事故報告

事業実施主体は、事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合、速やかに振興会へ事故報告を行い、その指示を受けなければなりません。

（7）取得財産等の管理

事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属しますが、財産の管理については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、処分に関しては次のような制限があります。

- ① 補助金等適正化法第22条に基づき、取得財産等については、振興会の承認を受けずに助成金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け又は担保として提供（以下「処分」という。）することはできません。
- ② 振興会がやむを得ないと認めた場合は、理事長の承認を得て、取得財産等の処分を認める場合があります。
- ③ 上記②に定める承認を得た取得財産等の処分により収入を得た場合、その収入の全部又は一部を納付することになります。
- ④ 取得財産等の処分を制限する期間は、当該取得財産等の法定耐用年数と同じ期間とします。

（8）消費税及び地方消費税の取り扱い

- ① 助成金の交付申請書を提出するに当たって、助成対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合は、これを当該助成金の申請額から減額して申請する必要があります。ただし、申請時において、助成対象経費に係る消費税仕入控除税額が明らかでないときは、この限りではありません。
- ② 上記①ただし書により申請した場合において、消費税の確定申告により助成対象経費に係る消費税仕入控除税額があることが確定したときは、当該消費税仕入控除税額を速

やかに振興会へ報告する必要があります。また、助成対象経費に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、毎事業年度の終了後90日以内に、振興会へ報告する必要があります。

(9) 知的財産権の帰属

- ① 事業実施主体は、本事業の成果により知的財産権の取得を申請するときは、書面によりその旨を振興会に遅滞なく報告してください。なお、これらにより得られた知的財産権は、原則として、事業実施主体に帰属します。
- ② 事業の委託等を行う場合は、委託契約等において、知的財産権の取扱いについて約定するとともに必要に応じて適宜見直すようにしてください。また、委託先等が知的財産権の取得を申請するときも、事業実施主体が振興会に報告してください。
- ③ 本事業の成果である知的財産については、当該事業の完了した事業年度の翌年度から起算して5年間は、振興会の承認を受けないで、事業実施主体及び委託先等以外の者に対して、譲渡又は利用を許諾することはできません。
- ④ 振興会がやむを得ないと認めた場合は、理事長の承認を得て、譲渡又は利用の許諾を認める場合があります。

(10) 収益状況の報告及び収益納付

事業実施主体は、本事業の成果として取得した知的財産権や当該成果の実用化・製品化により収益が生じた場合は、事業の採択後に振興会が実施要領において定める当該事業による年間の収益の状況を記載した収益状況報告書をもって、当該事業の完了した事業年度の翌年度から起算して5年間、毎年、各事業年度末から90日以内に振興会に報告してください。委託先等において本事業の成果により取得した知的財産権や当該成果の実用化・製品化により収益が生じた場合にあっても、同様に、事業実施主体が振興会に報告してください。また、収益状況報告に基づき、事業の実施により事業実施主体（委託先等を含む）に相当の収益が生じたと認められるときは、振興会は、当該事業について交付された助成額の全部又は一部に相当する金額について納付を求めます。

なお、収益を納付すべき期間は、当該事業の実施中及び事業が終了した事業年度の翌年度以降5年間とします。

(11) 事業成果の公表等

本事業による成果等について、原則として、JRAの助成によるものであることを明示の上、印刷物の配布、プレスリリース、インターネット、シンポジウム等（報道誌、専門誌等の各種メディアの記事を含む。）により公表していただきます。

特に研究開発事業については、原則として、事業終了後速やかに当該事業の代表者の所属する機関のホームページ等においてその成果を公表してください。

(12) 情報の公開

事業実施主体は、定款、寄附行為等の規約、事業計画書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿（これら資料がない者にあつては、これに準ずるもの。）の情報公開

を行うことを採択の条件とします。（高等学校、高等専門学校及び大学を除く。）

15. 事業の公募から助成金交付までのスケジュール

項 目	時 期
公募開始	令和4年10月26日（水）
事前提出用応募書類提出期限	<u>令和4年12月2日（金）</u>
<u>公募締切（提出期限）</u>	<u>令和4年12月15日（木）正午</u>
審査	令和5年1月～3月
採択事業の決定	令和5年3月末頃
助成金交付申請書等の提出	令和5年4月頃
助成金交付決定（事業の開始）	令和5年4～5月頃
助成金交付（概算払の場合）	令和5年5～6月頃

【 参 考 】

日本中央競馬会法（抜粋）

（業務の範囲）

第19条

- 4 競馬会は、第1項及び第2項に掲げる業務のほか、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、次に掲げる事業（第36条第1項において「畜産振興事業等」という。）であつて農林水産省令で定めるものについて助成することを業務とする法人に対し、当該助成に必要な資金の全部又は一部に充てるため、交付金を交付する業務（これに附帯する業務を含む。）を行うことができる。

日本中央競馬会法施行規則（抜粋）

（畜産振興事業等）

第2条の7 法第19条第4項の農林水産省令で定める事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 畜産の経営又は技術の指導の事業
- (2) 肉用牛の生産の合理化のための事業
- (3) 生乳の生産の合理化のための事業
- (4) 家畜衛生の向上のための事業
- (5) 畜産の技術の研究開発に係る事業
- (6) 畜産に係る公害の防止及び自然環境の保全のための事業
- (7) 次に掲げる事業であつて、畜産の振興に資すると認められるもの
 - イ 農村地域における良好な生活環境の確保を図るための事業
 - ロ 農業経営の近代化を図るための事業
 - ハ 農村地域における安定的な就業の促進を図るための事業
 - ニ 農林水産業に関する技術の研究開発に係る事業
 - ホ 農林水産業に係る公害の防止及び自然環境の保全を図るための事業

国の基本方針

- ・食料・農業・農村基本計画：

https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html

- ・みどりの食料システム戦略：

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

- ・酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針等：

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/tikusan_sogo/rakuniku_kihon_houshin.html